

社団法人大阪ビルディング協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は社団法人大阪ビルディング協会という。

(所 在 地)

第 2 条 本会は事務所を大阪市北区芝田 2 丁目 1 番 1 8 号西阪急ビル内におく。

(目 的)

第 3 条 本会は適正なビルディングの建設および管理の改善を通じて健全な都市環境の整備に資するとともに、ビル需要者に快適な居住環境を提供することを以って目的とする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 都市環境の整備に資するため土地利用計画に基づく適正なビルディングの建設についての調査および研究。
- (2) ビルディングより排出される有害物資および廃棄物の合理的処理についての調査および研究。
- (3) ビルディングにおける快適な居住条件についての調査および研究。
- (4) ビルディングの建設および管理に関し、官公庁、その他関係機関との連絡および協力。
- (5) ビルディング業の向上、発展を図るため、その建設・管理・経営についての調査および研究。
- (6) ビルディング業経営指導のため、講演会・講習会および見学会等の開催ならびに出版物の刊行。

- (7) 建築物環境衛生管理技術者に対する研修。
- (8) ビルディング業従業員の教育・訓練および指導。
その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会 員

(会 員)

- 第 5 条 正会員は大阪府内にあるビルディングの所有者又は管理者とする。
- 2. 賛助会員は本会の趣旨に賛同して入会した本会の事業に関連のある法人又は個人。

(正会員の権利及び義務)

- 第 6 条 正会員は総会において議決権を行使することができる。
- 2. 正会員は総会で別に定める会費その他臨時会費を納入しなければならない。
 - 3. 正会員は本会の諸事業に協力し、事業遂行上の調査に応じ情報を提供すると共に本会の業務、資産の説明並びに書類・帳簿の閲覧を求めることができる。

(入 会)

- 第 7 条 正会員、賛助会員として本会に入会するときは、2人以上の会員の推薦により理事会の承認を経て加入することができる。
- 2. 本会に入会を承認された者は、総会で定めた入会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第 8 条 会員が本会を退会するときは、その理由を文書をもって届出るものとする。
- 2. 個人の死亡による場合、又は法人の解散の場合は会員の資格を失う。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき。
- (2) 満 1 年以上会費を滞納したとき。

(拋出金品の不返還)

第 10 条 既納の会費、その他本会に拋出された金品は、理由の如何を問わず之を返還しない。

第 4 章 役員及び事務局

(役員の種類及び員数)

第 11 条 本会の役員として 15 名以上 25 名以内の理事及び 3 名以内の監事をおく

会 長 1 名

副会長 2 名以上 3 名以内

理 事 (会長・副会長を含む) 15 名以上 25 名以内

監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、正会員又は学識経験者及ビルディング業に関し、知識を有する者のうちから総会において選任する。

2. 会長、副会長は、第 1 項により選任された正会員である理事のうちから理事の互選により選任する。
3. 専務理事は理事会の推薦により 1 名を選出することができる。
4. 常任理事は理事の互選により 4 名以上 8 名以内を定めることができる。
5. 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

- 第13条 役員任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度
関する定時総会の終了の時までとし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は前任者又は現
任者の残任期間とする。
 3. 役員は辞任又は任期満了によってその員数を欠くことにな
る場合は、後任者が就任するまでその職務を行わなければなら
ない。

(役員任務)

- 第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ
定められた者がこれに代り職務を行う。
 3. 専務理事は会長の指示に従い、理事会の承認を得た業務を
担任する。
 4. 常任理事は総会及び理事会の決定に基づき、所定の業務を
執行する。
 5. 理事は理事会を構成し、重要な会務の審議決定と常任理事
の職務執行に協力する。
 6. 監事は次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、法令、
定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める
ときは、これを理事会、総会又は大阪府に報告するこ
と。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は
総会の招集を請求し若しくは理事会又は総会を招集す
ること。

(役員解任)

- 第15条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総
会の決議により解任することができる。

(相談役・顧問及び参与)

第16条 本会は本会の目的達成のため、必要に応じ理事会の決議により、相談役、顧問及び参与をおくことができる。

2. 相談役、顧問及び参与は会長の諮問に応え意見を述べる他、理事会の要請により本会の諸事業に協力する。

(事務局)

第17条 本会は会務執行のため事務局をおく。

2. 事務局には本会の事務を処理するため、事務局長及び事務職員若干名おくことができる。
3. 事務局長及び職員の任免は理事会の同意を得て会長が行う。
4. 事務局長、職員は有給とする。

第 5 章 会 議

(会 議)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会を定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の決議事項)

第20条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 会費の決定及び変更
- (4) 除名の承認
- (5) 事業計画及び事業報告の承認
- (6) 予算及び決算の承認
- (7) その他、本会の運営に関する重要な事項の議決

(総会の開催)

第21条 定時総会は毎年決算期終了後2ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(総会の成立、議決)

第22条 総会は正会員の過半数の出席により成立する。

2. 総会の議決は、この定款で定める外、出席正会員の過半数の同意をもって決定する。
3. 可否同数のときは議長がこれを決定する。

(理事会の構成)

第23条 理事会は理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の審議事項)

第24条 理事会は次の事項を審議し会務を執行する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第25条 理事会は毎年6回以上開催するものとし、この外、会長が必要と認めたとき、または役員半数以上の要請があったときに開催する。

(理事会の成立、議決)

第26条 理事会は理事の過半数の出席により成立し、出席理事の過半数により議決する。

2. 可否同数のときは議長がこれを決定する。

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理

事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において第21条、第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

(招 集)

第28条 総会及び理事会は会長がこれを招集する。

2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、2週間前までに通知しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、電子メール等により、1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの日数を短縮し、予め通知のない事項についても決議することができる。

(議 長)

第29条 総会及び理事会の議長は会長がこれに当たる。

(議 事 録)

第30条 総会及び理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席者2名以上署名捺印の上、本会に保存する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 出席正会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 3 1 条 本会は次の資産をもって運営する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費収入（入会金も含む）
- (3) 臨時会費収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金品収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 3 2 条 本会の資産は、理事会の議決した方法により会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第 3 3 条 本会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 3 4 条 本会の事業年度は 1 ヶ年とし毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(予算及び決算)

第 3 5 条 本会の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は財産目録とともに監事の監査を受けた後、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 3 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、収支予算が成立しないときは、定時総会の日まで経常経費について、前年度の予算を準用する。

2. 前項の収支は新たに成立した予算の収入、支出とみなす。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は総会において正会員の 4 分の 3 以上の承認を得て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 38 条 本会は民法 68 条の第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(残余財産)

第 39 条 解散のときに存する残余財産は総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

(委 任)

第 40 条 この定款の施行について必要な事項は会長が理事会の決議を経て別に定める。

付 則

1. 本会の設立当初の役員は第 11 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 13 条の規定にかかわらず、昭和 47 年 3 月 31 日までとする。
2. 本会の設立初年度の事業計画および収支予算は第 20 条第 5 号、第 6 号並びに第 35 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
3. 本会の設立当初の事業年度は第 34 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 47 年 3 月 31 日までとする。
4. この定款は設立許可のあった日から施行する。

最終変更 平成 18 年 5 月 24 日決議 (平成 18 年 6 月 9 日認可)